

議会改革特別委員会（第4回）

可児市議会視察

日 時	平成27年5月29日（金）午後1時30分から
場 所	可児市役所5階第2委員会室
出席委員	全員
委員外議員	片桐議長
欠席委員	なし
視察事項	本会議の録画配信及び議会改革について

概 要

<本会議の録画配信について>

- ・議会からの情報発信については、議会だよりを重視している。議会だよりが一番のツール。議会だよりの充実、ペーパーでの配信は大事。
- ・しかし、議会開催から議会だより発行までにはタイムラグがあるから、情報公開のスピードアップが必要。だから映像配信を行う。個人の配信ではなく議会として。情報公開するから市民の意見を聴くことができる
- ・議員間の規則的なものについては、「可児市議会のインターネットを使った映像配信に関する基準」で定めている。
- ・映像は、生中継はCATV（CATV普及率約50%）。録画配信は事務局で配信作業を行う。本会議後1週間以内にyoutubeへ。
- ・CATV業者にインターネット配信を依頼すると300万円＋ランニングコスト。そこで、やれる範囲で事務局で行っているのが現状。これ以上の負担が発生するようであれば、業者委託による配信を考えざるを得ない。
- ・また、youtubeは無料なので録画配信しているが、無料で配信できなくなった時には、費用対効果を考え、市民がどんな情報を欲しているのか見極め、情報の配信方法について判断することになるだろう。
- ・映像配信への市民のアクセスは、それほど多くない。市民の関心を高めることができる議員力、質問力が必要。提案とその行方、市民の心がつかめる質問、それらがアクセス上昇のカギとなる。

<議会のIT化について>

- ・タブレット端末を活用している。議案や関係資料のほかに、諸連絡も配信。サイボウズのグループウェアを利用している。

- ・ドラスティックに（思い切って）ICTを活用していく。議会基本条例を全会一致で可決した責任を議員が果たしているだけ。わからない、ついていけないなどとは言っていない。できない人に合わせては進まない。やらない議員は公となり、市民の選択にかかることになる。

<議会改革について>

- ・名城大学の昇教授による指導・助言をいただきながら進めてきた。自主的な勉強会から広がり、議会基本条例の制定に至った。同条例には、すべてに運用基準を設けている。
- ・議会は評論家ではない。行動を起こしてこそ進む。
- ・議員報告会は、報告会というよりは懇談会。報告よりも、聞くことが重要。市民の声を直接聞くことで解決に向かう。

<委員会活動について>

- ・コンスタントな活動というよりは、会期中に集中的に活動している。
- ・予算・決算に関しては、常任委員会分科会で予算の執行を管理して、次年度への提言を行っている。

